

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を公布する。

令和元年6月24日

京都市長 門川大作

京都市規則第12号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則
(京都市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第3号及び第4号、第6条並びに第8条中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第9条第1項第1号中「若しくは第5項第3号」を「、第5項若しくは第6項第3号」に、「又は第85条第3項、第5項」を「、第85条第3項、第5項若しくは第6項又は第87条の3第5項」に改め、同項第6号中「又は第3項」を「若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第87条の2第1項」に改める。

第24条第1項中「第5条の4第4項」を「第5条の6第4項」に改める。

第29条第2項第1号及び第3号ア中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。
(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号キ中「又は第5項第3号」を「、第5項又は第6項第3号」に改める。
(京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第13条第2項の規定による制限は、条例第3条の規定による伝統的景観保全地区の指定前に防火地域に指定されていた別表第3に掲げる区域内の認定建築物（当該認定建築物が当該伝統的景観保全地区の指定前に、法第65条第2項本文の規定により、その全部について防火地域内の建築物に関する規定の適用を受けていた場合にあっては、当該認定建築物の全部）にあっては、次に掲げるとおりとする。

第14条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定を適用しない。

- (1) 延べ面積が50平方メートル以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
- (2) 卸売市場の上屋、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課， 同部建築審査課)